

「市町村の合併の推進についての指針」の概要

1 指針について

平成11年8月6日付けで、自治事務次官から都道府県知事に対し、『市町村の合併の推進についての要綱』の策定を要請。

【要請の根拠】

国が都道府県に「市町村の合併の推進についての要綱」の作成を要請する根拠は、地方分権一括法により改正された合併特例法16条1項にある。

【改正合併特例法16条1項】

国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 指針の概要

(1) 都道府県の「市町村の合併の推進についての要綱」の策定

平成12年中のできるだけ早い時期に策定

(2) 要綱の構成

- ア 市町村の地域の現況と今後の展望
- イ 市町村の行財政の現状と今後の見通し
- ウ 市町村合併の効果や合併に際して懸念される事項への対処
- エ 市町村の合併のパターン
- オ 市町村合併に関する都道府県及び市町村の取組

(3) 市町村の合併のパターンの内容

- ア 合併対象地域についての具体的な検討が容易となるよう、合併することが適当と考えられるような市町村の組合せを分かりやすく、地図上に示す。
- イ 都道府県内のすべての市町村を視野に入れて、将来の市町村の区域を検討するとともに、今後の地域全体の発展を展望し、策定する。
- ウ 地図上に示す場合、一通りの組み合わせを示すことが分かりやすいが、市町村の結びつきに関する要素等を勘案し、複数の組合せを示すことも考えられる。
- エ パターンについては、合併の気運や熟度に応じ、適宜、適切な改訂を行うものとする。

(4) 市町村合併の類型

次の合併後の人口規模等に着目した市町村合併の類型を参考にして市町村合併のパターンを策定する。

- ア 人口50万人超 (指定都市)
- イ 人口30万人・20万人 (中核市・特例市等)
- ウ 人口10万人前後 (広域市町村圏の設定基準等)
- エ 人口5万人前後 (市制施行要件5万人(合併特例4万人)等)

オ 人口1万～2万人程度（町村合併促進法（昭和28年）における標準（最低）規模（概ね8,000人）等）

（ ）内は、人口規模と関連する事項

(5) 国による合併推進のための支援策

ア 地方財政措置

- ・普通交付税算定の特例（合併算定替）
- ・合併特例債（合併市町村のまちづくりのための建設事業、振興のための基金造成）
- ・合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための特別交付税措置 等

イ 市町村合併に関する情報提供